

みなとまちづくりにおける新たな担い手との協働のあり方

地域の活性化のために、みなとの資源を活かした賑わい創出への期待が高まっている。賑わい創出のためには、新たな担い手となる NPO、市民、地元市町村の役割分担と協働がポイントとなる。

このため、国土交通省港湾局では、本年6月に検討会(委員長 庄司 邦昭 東京海洋大学教授)を設置し、みなとまちづくりにおける新たな担い手との協働のあり方についての検討を進めてきた。委員会においては、以下の基本的方向の重要性が指摘された

《基本的方向》

みなとまちづくりの関係主体は、以下の基本的方向を踏まえ、多くの市民がみなとの魅力を実感できる賑わい拠点づくりを目指し、取り組みを進めることとする。

① NPOにおいて

- ・ NPO等“新たな担い手”が主体となり、地元の強みを再認識し、これをもとに地場産品、観光資源等のブランド化をはかるとともに広い範囲での集客につながる取り組みを継続する。
- ・ 「楽しさ」や「ビジネスとしての成果」を共有しながら、従来の慣習や枠組みにとらわれることなく、熱意を持って取り組む意識を醸成する。
- ・ 行政、NPO、民間との連携をはかり幅広い活動の実施についての地元関係者の参画、支援をはかる。

② 地方自治体において

- ・ 基礎的自治体(港湾所在市町村)は、“新たな担い手”との連携を要として、みなとの賑わいを地域の活力に繋げて行く。
- ・ 港湾管理者は、物流・産業地区との分担をはかりつつ、港湾全体の活性化に資する地区の柔軟な管理・運営をはかる。また、みなとの管理・運営をNPOに委託する場合等、NPOの創意工夫の自由度を高めることとする。

③ 国において

- ・ 国は、NPOなど“新たな担い手”の活動の基盤となる、施設整備・人材育成への支援制度、NPO相互の連携や情報交換の起点となる場などを提供する。
- ・ 公共施設の利用調整窓口や、全国的な情報の提供を個別のみなどにおいても実施する。

このことを受け、国は、「にぎわい創出に関する人材育成のため、マイスター認定制度の創設」、「人材育成研修の創設」、「NPO、自治体、企業が参画する施設整備、活動への支援制度の充実」、「公共施設の利用調整」及び、「全国的な情報交換の場の設置」等の施策を展開していくことを検討会としてとりまとめた。

港湾局は、今後、みなとまちづくりに関係する団体と連携し、これらの施策を実施していく方針である。